

平成27年7月28日
運輸審議会審理室運輸審議会発表案件

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定（新潟交通圏、京浜交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、倉敷交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市）事案に関する答申について

事案の種類	指定する地域	期 間	決 定
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である

事案の種類	指定する地域	期 間	決 定
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで	指定することが適当である

平成27年4月28日付及び同年7月2日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（新潟交通圏、京浜交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、倉敷交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間指定すること）について、運輸審議会は審議の結果、本件については指定することは適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しましたので、お知らせします。

また、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

なお、平成27年7月2日付で諮問がありました一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（札幌交通圏、大阪府域交通圏及び福岡交通圏）については、審議を継続しています。

[お問合せ先]

運輸審議会審理室 林、木村、近藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810

(F A X) 03-5253-1676

[特定地域の指定の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)、(直通) 03-5253-8569

(F A X) 03-5253-1636

国 運 審 第 4 0 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 0 3 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日付け国自旅第 2 3 号をもって諮問された上記の
事案について、平成 2 7 年 7 月 7 日に公聴会を開催したほか、当審議会
において審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、新潟交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、新潟交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、新潟交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、公聴会を開催し所管局の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったが、その結果は、次のとおりである。

(1) 新潟交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,055両で適正車両数の上限である887両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は29.0%であり、平成13年度と比較して18.9%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが53.6%と1/2以上である。

③ 人口が約80万人の新潟市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが20,161,699キロであり、前年度と比較して2.1%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車実車キロが68.8キロであり、平成13年度と比較して12.1%減少している。

⑥ 新潟交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年4月2日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。なお、同協議会における同意に瑕疵があるとは認められなかった。

(2) 以上の状況に鑑みると、新潟交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が新潟交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 1 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 2 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、京浜交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、京浜交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、京浜交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 京浜交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が6,901両で適正車両数の上限である6,379両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

- ① 平成25年度の実働実車率は33.8%であり、平成13年度と比較して17.5%減少している。
- ② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが55.9%と1/2以上となっている。
- ③ 人口が約370万人の横浜市を含む営業区域である。
- ④ 平成25年度の総実車キロが176,946,412キロであり、前年度と比較して1.6%の減少となっている。
- ⑤ 平成25年度の日車營收及び日車実車キロがそれぞれ37,283円及び85.5キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ15.3%及び24.9%減少している。また、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8,673件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7,567件を上回っている。
- ⑥ 京浜交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月29日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、京浜交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が京浜交通圏を特定地域

として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 2 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 3 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、長野交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、長野交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、長野交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 長野交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が740両で適正車両数の上限である574両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は27.2%であり、平成13年度と比較して24.4%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが71.1%と1/2以上である。

③ 人口が約38万人の長野市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが9,197,519キロであり、前年度と比較して2.8%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ20,917円及び47.9キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ19.9%及び31.9%減少している。

⑥ 長野交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年6月16日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、長野交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が長野交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 3 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 4 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、金沢交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、金沢交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、金沢交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 金沢交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,324両で適正車両数の上限である1,207両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は27.9%であり、平成13年度と比較して18.8%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが57.7%と1/2以上である。

③ 人口が約46万人の金沢市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが18,662,875キロであり、前年度と比較して2.6%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ20,268円及び53.1キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ21.8%及び22.7%減少している。

⑥ 金沢交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年6月5日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、金沢交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が金沢交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 4 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 6 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、倉敷交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、倉敷交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、倉敷交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 倉敷交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が700両で適正車両数の上限である522両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は27.9%であり、平成13年度と比較して24.9%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが51.6%と1/2以上である。

③ 人口が約48万人の倉敷市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが9,615,587キロであり、前年度と比較して0.8%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ19,735円及び55.8キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ10.6%及び22.1%減少している。

⑥ 倉敷交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年6月3日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、倉敷交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が倉敷交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 5 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 8 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、北九州交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、北九州交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、北九州交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 北九州交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が2,892両で適正車両数の上限である2,550両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は29.5%であり、平成13年度と比較して12.7%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが65.6%と1/2以上である。

③ 人口が約96万人の北九州市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが46,451,267キロであり、前年度と比較して2.4%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車実車キロが54.3キロであり、平成13年度と比較して17.4%減少している。

⑥ 北九州交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年6月22日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、北九州交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が北九州交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 6 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 1 9 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、長崎交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、長崎交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、長崎交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 長崎交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,300両で適正車両数の上限である1,106両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は26.3%であり、平成13年度と比較して22.2%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが68.8%と1/2以上である。

③ 人口が約43万人の長崎市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが26,914,533キロであり、前年度と比較して0.7%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車營收及び日車実車キロが25,258円及び65.8キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ16.1%及び26.7%減少している。

⑥ 長崎交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月22日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、長崎交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が長崎交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 7 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 2 0 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、宮崎交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、宮崎交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、宮崎交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 宮崎交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,039両で適正車両数の上限である957両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は29.4%であり、平成13年度と比較して12.7%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが43.1%と1/3以上であり、前年度と比較して18.6ポイント増加している。

③ 人口が約40万人の宮崎市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが15,733,047キロであり、前年度と比較して0.5%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ15,468円及び50.8キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ17.3%及び13.1%減少している。

⑥ 宮崎交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月26日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、宮崎交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が宮崎交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 4 8 号
平成 2 7 年 7 月 2 8 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 2 1 号

平成 2 7 年 7 月 2 日付け国自旅第 6 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、鹿児島市（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」をいう。以下同じ。）を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、鹿児島市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、鹿児島市を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 鹿児島市は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が1,845両で適正車両数の上限である1,406両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は25.3%であり、平成13年度と比較して13.5%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが80.1%と1/2以上である。

③ 人口が約61万人の鹿児島市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが22,467,026キロであり、前年度と比較して4.6%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ17,554円及び46.7キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ10.6%及び21.2%減少している。

⑥ 鹿児島市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年6月17日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、鹿児島市については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が鹿児島市を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。